

# 東日本大震災により被災され、 地元を離れて県外などに 避難されているご契約者さまへ



東日本大震災により、ご不便な生活をされている皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。  
JA共済では、被災者の皆さまの一日も早い復旧・復興に向けて、総力をあげて支援してまいります。

## お問い合わせ、ご相談窓口

(1) 地元を離れて県外などに避難されているご契約者さまには、次の専用ダイヤルをご用意しております。

■ JA共済 避難契約者相談受付センター

 **0120-293-156**

○受付時間：月曜日～日曜日（休日含む）9時～17時

○受付内容：契約の有無・契約状態に関するご照会、保障内容にかかるご照会、共済掛金払込み等に関するご照会 など

携帯サイトでも  
ご案内しています



(2) 避難先のお近くのJAにおいても「契約の有無や契約状態、保障内容、共済掛金払込み等に関するご照会」などの照会受付を行っております。「契約内容の変更や満期共済金等の請求」などの受付は、お手数をおかけしますが、ご契約先のJAにお問い合わせください。なお、次の3JAにつきましては、今回の震災によりJAの窓口で受付ができない状況となっておりますので、避難先のお近くのJAにご相談ください。

大船渡市農業協同組合(岩手県)      いわき市農業協同組合(福島県)      ふたば農業協同組合(福島県)

JA共済では、次のお取扱いを実施しております。

詳しくは、JA共済ホームページ (<http://www.ja-kyosai.or.jp>) をご覧ください。

## 1. 共済金のお支払いについて

(1) 建物更生共済については、約款どおり自然災害共済金等をお支払いします。

※地震・津波によって生じた損害の損害割合（損害の額/共済価額）が5%以上の場合、損害の額の50%を限度として自然災害共済金をお支払いします。

※地震・津波によってご契約の建物または動産について損害が生じ、それによりご家族や居住者の方がお怪我の治療をされたり、お亡くなりになられた場合などには、約款どおり傷害共済金をお支払いします。

(2) 終身共済、養老生命共済、医療共済、定期医療共済、定期生命共済、年金共済などの生命共済については、約款どおり共済金をお支払いします。※災害給付特約、災害死亡割増特約にご加入の方は、地震・津波による被害を災害と認定して共済金をお支払いします。

(3) 傷害共済については、約款どおり共済金をお支払いします。

◎お手続きの際には、必要書類の一部を省略させていただくなど、迅速なお支払いに努めてまいります。

## 2. 共済掛金払込猶予期間の延長等について

被災により共済掛金の払込み等が困難な場合、共済掛金の払込み等を猶予する期間を延長します。

## 3. 共済証書貸付にかかる特別利率の適用について

災害救助法の適用地域に居住し、被災されたご契約者さまを対象に、新規の共済証書貸付について特別利率（年1.50%）を適用します。※災害救助法の適用地域には、大量の帰宅困難者が発生したことに伴い適用された東京都を除きます。

## 4. その他共済契約の特別取扱いについて

被災により共済約款上で定められた期限内にお申込み等をいただくことが困難な場合、その期限を延長してお取扱いします。

<お取扱いの例>

- 共済証書貸付のご返済をいただくことが困難な場合
- 転換または乗換えのお申込みをいただくことが困難な場合
- 共済掛金の払込方法を月払いとする旨のお申込みをいただくことが困難な場合

